

国立大学法人埼玉大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>埼玉大学は、教育と研究を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、普遍的な知を創造するとともに、時代の要請に応えうる有為な人材を育成することにより、社会に貢献していくことを目指す。</p> <p>とりわけ、総合大学としての利点を活かし、専門性を軸に幅広い教養を備えた市民としての職業人の育成に努めるとともに、世界水準の研究の推進を目指して、大学として重点課題を設定し、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。</p> <p>また、「社会に開かれた大学」を目指し、政令指定都市に立地する首都圏大学としての利点を活かし、社会人のブラッシュアップ教育・生涯学習ニーズに積極的に対応していくとともに、大学に蓄積された知的財産を産学官交流・地域社会との連携を通じて社会への還元に努める。</p> <p>さらに、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、首都圏大学としての利点を活かして留学生の受け入れを進めるとともに、大学間交流協定を活用し研究の国際交流を推進する。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年度 ～ 平成21年度</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 【学士課程】</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 【学士課程】</p>

大学全体としては、各学部での充実した専門教育を前提とした上で、次の三点を基本的な教育目標とする。

大学の専門教育を効果的に修得するために、自ら学ぶ楽しさを自覚させ、併せて基本的な知識・スキルを身につけさせる。

それぞれの専門分野における基礎的な知識・能力を身につけさせる。

専門分野以外の他の学問体系についての広い関心を持たせ、21世紀社会が求める教養を身につけさせる。

(教養教育を含めた全学教育の成果に関する具体的目標の設定)

従前の共通教育のあり方を抜本的に見直し、全学的な教育を一層充実させるための組織的な整備を図る。具体的には、平成16年度に、学内組織として新たに「全学教育・学生支援機構」を設置し、その下に「全学教育企画室」、「英語教育開発センター」、「情報教育センター」、「基礎教育センター」、及び「留学生センター」を設ける。これらの組織において、各学部等との連携を強化しつつ、全学の教育プログラム等を提供する。

専門性に根ざした新しい教養教育を進めるために、「全学教育企画室」においては、専門横断的な全学テーマ教育プログラムの編成を企画し、学内公募による時限プログラムとして実施する。また、学部間のカリキュラムの調整を行い、それぞれの専門科目の一部を全学開放科目として認定し、広く学生の受講を可能にさせて、多様で幅広い関心を喚起させる教育を行う。さらに教育効果を高めるため、FDの推進を図る。

各種の基本的な知識・スキルを身につけさせるための教育プログラムは、「英語教育開発センター」、「情報教育センター」、及び「基礎教育センター」において設計し、全学的に教育を行う。

(専門教育の成果に関する具体的目標の設定)

教養学部、経済学部、理学部は、幅広い教養を身につけ、人文科学、社会科学、自然科学の基礎を修得した人材の育成を目指す。

教育学部・工学部は、専門職業人の育成を基本目標とすることに鑑み、専門的能力の付与に力点を置き、それぞれ、主として、次代の初等中等教育を担う優れた教員、次代の産業社会を担う優れた技術者の養成を目指す。

また、各学部とも、専門教育において修得した基礎的な知識・能力を活かして、大学院に進学し、高度専門職業人、研究者への道を歩むための高度な能力を身につけさせることを目指す。

各学部は、以下のような具体的目標を設定し、公開する。

- ・ 創造性に富む人材を育成する。
- ・ 課題を探求し、発見する能力を有する人材を育成する。
- ・ 課題に柔軟に対応し、解決できる能力を有する人材を育成する。
- ・ 国際的視野を有する人材を育成する。
- ・ 実践的な企画・立案能力を有する人材を育成する。

(卒業後の進路等に関する具体的目標の設定)

平成16年度から、「進路指導委員会」を各学部を設置し、社会のニーズ調査、卒業生の活動状況調査等を行い、学部ごとの卒業生がその能力を発揮しうる進路に関する情報を学生に提供する。

「進路指導委員会」は、入学時から卒業時まできめ細かな進路指導に責任を持ち、指導体制のあり方、及び具体的な進路指導方法について検討する。また、同委員会は、学内に新たに組織する「全学教育・学生支援機構」の下の「学生支援センター」に設置される「就職支援部門」と連携し、学生の就職等に関して必要な指導と支援を行う。

さらに、同委員会は、学生の進路動向を十分に把握するとともに、学部・研究科に新たに設置する「アドミッション委員会」、及び「カリキュラム委員会」と密接に連携し、アドミッションのあり方、専門教育のあり方について、必要な提言を行う。インターンシップ等、学生の進路体験が可能な体制を充実する。

(教育の成果・効果の検証に関する具体的方策)

平成16年度に、学内組織として「教育・研究等評価センター」を設置する。このセンターは、学内におけるさまざまな分野において公正かつ適正な評価を行うための第三者的評価組織と位置づけ、学外者も登用する。

このセンターの下に「教育評価部門」、「研究評価部門」、及び「業務運営評価部門」の3部門を設置し、教育の成果・効果の検証に当たっては、「教育評価部門」が責任を持ち、教育内容、運営体制、実施体制等についての成果・効果を検証し、適切な評価を行うとともに、改善の提言を行う。

平成16年度から、「全学教育・学生支援機構」に置かれる「全学教育企画室」が中心となって、すべての授業について学生による授業評価を実施し、教育の成果・効果の基本資料を作成する。加えて、TOEIC、TOEFLなど標準的な試験を利用したり、大学基準協会、JABEE等の外部機関による基準認定を利用した教育の成果・検証方法の導入について検討する。

【大学院課程】

(前期(修士)課程)

前期(修士)課程にあつては、各研究科とも高度専門職業人の育成に主たる目標を置いて教育・研究指導を行うとともに、専門分野の特性に応じて後期(博士)課程に進みうるに足る研究能力の育成に努める。

各研究科が、特徴に応じて設定する修了後の進路を明確にし、優秀な人材の育成に努める。

前期(修士)課程にあつては、以下のような専門性に立脚した人材養成目標を設定・公開し、これに基づいた教育を行う。

- ・ 多様な問題に柔軟に対応できる人材を育成する。
- ・ 新分野を開拓できる能力を有する人材を育成する。
- ・ 高度で公正な判断力を有する人材を育成する。
- ・ 課題の設定と解決策を提案できる人材を育成する。
- ・ 創造力と実践力を有する人材を育成する。
- ・ 国際的視野に優れた人材を育成する。
- ・ 社会経験を活かし、高度な問題解決能力を有する人材を育成する。

(後期(博士)課程)

文化科学研究科、連合学校教育学研究科、経済科学研究科は、研究能力を備えた高度専門職業人の養成、あるいは留学生を対象として教育・研究従事者の養成を目指す。理工学研究科は、高度専門技術者、専門研究者の養成を目指す。

【大学院課程】

(前期(修士)課程)

大学全体としては、次の三点を基本的な目標とする。それぞれの専門分野における高度な専門知識・能力を身につけさせる。

それぞれの専門分野における研究の基礎的能力を養うとともに、研究成果の発信能力を身につけさせる。

専門分野以外の他の学問についての知識を深め、学際的視野を身につけさせる。

(後期(博士)課程)

大学全体としては、次の三点を基本的な目標とする。常に最先端の専門知識をフォローできる能力を身につけさせる。

それぞれの専門分野における高度な研究能力を培い、独創性のある研究成果をあげる能力を身につけさせる。研究成果を広く応用できる幅広い視野を身につけさせる。

(2) 教育内容等に関する目標

(アドミッション・ポリシーに関する基本方針)

学部・研究科と連携しつつ、全学的なアドミッション・ポリシーを確立し、その推進を図る。

大学全体の基本理念、各学部・研究科の理念・目標を広く社会に周知し、それを十分に理解した志願者を募る。多様なライフステージ、社会背景の社会人学生を積極的に広く受け入れる。

国際教育を実践するために、外国人留学生を積極的に広く受け入れる。

大学の理念・目標に合致するような選抜方法を工夫し、意欲があり優秀な学生を入学させる。

多様な受験機会を提供し、多様な基準による選抜の工夫を図るとともに、社会の要請に応じて、入学定員のあり方、選抜のあり方などを不断に検討し、見直し・改善を図る。

(教育課程)

学士課程と大学院課程の役割を明確にし、さらに博士前期（修士）課程と博士後期（博士）課程の役割をはっきりさせ、それぞれの目的に応じた課程編成を行うとともに、必要に応じて、一貫性のある課程編成も工夫する。

学士課程は、すべて専門課程とし、全学的視点に立って編成する教養教育を専門課程と密接に関連させた形で実施する。

学士課程においては、専門性に根ざした基礎的教育を主眼として、各学部が責任を持って課程編成を行う。

後期（博士）課程にあっては、以下のような専門性に特化した人材養成目標を設定・公開し、これに基づいた教育を行う。

- ・ 独創的な研究を遂行する人材を育成する。
- ・ 新分野を開拓できる人材を育成する。
- ・ 課題を設定し、それを解決できる人材を育成する。
- ・ 創造力・実践力のある人材を育成する。
- ・ 国際的・社会的視野が広く、バランスのとれた人材を育成する。
- ・ 社会経験を活かし、理論に裏付けられた独創的な調査・提言能力を有する人材を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策)

入学者選抜の基本方針の策定や試験実施等の体制を強化するため、平成16年度に「全学教育・学生支援機構」の下に新たに「アドミッションセンター」を設置し、アドミッションのあり方を見直す。その結果を踏まえて、できる限り早期に、学部・研究科それぞれの目標に沿った新たな入試方法を取り入れる。

そのため、各学部・研究科ごとに、「アドミッション委員会」を設置して、入学時の成績と就学後の成績との相関関係等を調査研究する。同時に、「進路指導委員会」とも連携し、就職状況等との関係についても調査分析を行い、入試方法の改善に活用する。さらに、AO入試など新たな入試方法の導入についても検討する。

また、学部の性格に応じて、社会人・留学生の特別推薦枠、多様な優先枠などの拡大について検討するほか、2年次編入、3年次編入の積極的な受入れを検討する。

加えて、各学部・研究科においては、志願者向けのホームページ（「アドミッション・ページ」）を作成し、インターネットによって各学部・研究科の教育理念・目標及び具体的なアドミッション情報を公開する。

大学説明会・入試説明会の内容の改善を図るとともに、各学部において、高等学校の生徒向け公開講座、公開授業、出張講義、高等学校教員との連携など、入学志願者が埼玉大学をよく理解し、受験したいとの思いを強くするような効果的な事業を工夫して実施する。

(教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策)

学士課程において各学部は、責任を持って、専門性に根ざした基礎的教育を実施するための課程編成を行うとともに、学部間の連携を強化し、総合大学の特性を活かして、他学部の学生にも専門課程の講義の一部を開放することにより、総合的な視野の形成と新しい教養教育の実践を可能にする。

また、各学部・研究科において「カリキュラム委員会」を強化し、多様な社会のニーズ等を十分に把握して、授業科目の構成等を不断に見直し、適切なカリキュラム編成を行う。

教育学部は、教員養成担当学部として力量ある質の高い教員養成を進めるために、教員養成課程に特化し、教育組織・カリキュラムの再編を行う。

転学部・編入学や早期入学・修了を認めることにより、教育課程に柔軟性を与える。

各学部・研究科が、理念や目標に沿った体系性のあるカリキュラムの編成を行う。

(教育方法に関する基本方針)

それぞれの専門分野における研究の進展を踏まえ、展開可能性を持った質の高い教育を行う。

学生の立場に立った教育という観点から、シラバスの充実を図り、学生による授業評価を実施して、教育方法の改善に資する。

(成績評価に関する基本方針)

教育の質を客観的に保証する観点から、基準を定めた厳格な成績評価を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

(教職員の配置に関する基本方針)

大学の基本理念に即し、時代の要請に柔軟に対応したカリキュラム編成を行い、それに応じた教職員の配置を行う。

各学部・研究科は、それぞれの特性と必要性に応じて、全学的協力の下に学部学生定員を振り替え大学院の充実を図ることを検討する。

学士課程3年次の転学部・編入学を認めることによって、学生の進路変更を可能とするほか、学士課程の3年次卒業、修士課程1年次修了等を認める。

(授業形態・学習指導法等に関する具体的方策)

平成16年度に、各学部・研究科が、「カリキュラム委員会」の充実強化を図り、講義・演習等授業形態のあり方について再点検を実施し、適切な構成を行うとともに、学習指導法についての現状点検を行い、適切な方策を講じる。

なお、授業は、講義と演習、実験等を有機的に組み合わせで行う。並列講義、グループ担任制など工夫をこらした少人数教育を実施する。

平成16年度から、授業担当教員全員が、シラバスにおいて具体的な履修達成目標、授業方法、授業内容、成績評価法、参考図書等、授業を実施する上で効果的な情報をあらかじめ学生に明示することを徹底するとともに、シラバス推薦図書の更なる整備・充実を図る。また、シラバスは不断に見直しを図り、改善する。なお、「全学教育企画室」が、授業シラバスの全学モデルを策定し、電子シラバスとして学生に公開するための環境整備を図る。

学部と連携して、すべての授業について学生による授業評価を実施し、その結果を各授業担当教員にフィードバックするシステムを検討し、平成17年度に、全学統一フォームの策定とともに、電算処理を可能とする整備をすすめる。さらに、教員が、この授業評価を参考にして、絶えず授業の形態、指導法の改善を図るシステムを確立する。

(適切な成績評価等の実施に関する具体的方策)

平成16年度から、すべての授業科目について成績評価基準を明示し、シラバスにおいて学生に公表する。また、学生の成績評価に当たって、GPA制度を導入するとともに、単位制の実質化を図り、特別な事情のない限り履修単位の上限設定を行う。

なお、成績優秀な学生に対しては、履修単位の上限を緩和する措置を講じる。成績優秀な学生に対する有効な顕彰制度を検討・創設し、実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(適切な教職員の配置に関する具体的方策)

「教育・研究等評価センター」は、各教員に「教員活動報告書」の提出を求め、その下に置かれる「教育評価部門」において、教育面での貢献を全学的に把握するシステムを確立する。

各学部・研究科は、同センター・部門及び全学教育・学生支援機構と連携し、それぞれの教育目標に照らして、担当教員の配置状況等を点検し、適切な教員配置計画を立てる。また、すべての学部・研究科において、教育組織の見直しを行い、大講座制の趣旨を生かした効果的な組織編成のあり方について検討し、整理する。なお、教員の多様性を高めるため、必要に応じて任期制を導入し、社会人・外国人等の登用を図

(教育環境の整備に関する基本方針)

教育環境の整備を優先的に実施する。特に、情報に関する先端的技术を積極的に導入し、新しい教育環境の構築を図る。

(教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針)

各教員の教育面における貢献を重視し、適切な教育評価を行うシステムを構築する。

教育の質について、不断に点検・評価を行い、改善に努める。

る。これらは、平成16年度からはじめ、毎年見直しを行うものとする。

平成16年度から、教育面における情報機器の積極的な活用を図るため、情報支援スタッフの配置を検討する。

平成16年度から、T Aの増員を検討し、教育支援スタッフとしての積極的な活用を図る。

(教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策)

「全学教育・学生支援機構」に情報支援スタッフを配置することを検討し、その協力によって、教育面における情報機器の積極的な活用を図るとともに、学内LANを充実し、研究室、講義室等から自由に相互アクセスが可能な環境、総合情報処理センターの共有ソフトを講義室等から利用できる環境をできる限り早期に整備する。

また、インターネットによる電子シラバスの提供を可能にするための情報ネットワーク整備を早期に実施するとともに、教員個人が、自らのホームページを作成し、学生の教育に資するための環境の整備に努める。

遠隔授業などマルチメディアを活用した教育効果の高い授業について検討し、これに基づき、効果的なマルチメディア対応型の講義室をできる限り早期に整備するとともに、サテライト教室においても情報ネットワーク等の利用が可能になるシステムをできる限り早期に充実させる。

備えるべき図書・雑誌、学生の自学自習環境等の整備のあり方、及びサテライト教室での利用環境のあり方について、全学的見地から検討し、具体策を策定する。また、図書館の電子化を推進するとともに、学部図書室(分室)の充実を図る。

進学情報・資格試験等のデータベース化を図り、学生が常時アクセスできる環境をできる限り早期に構築する。

ハンディキャップのある学生に配慮した学習環境の整備を図る。

(教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策)

平成16年度から、「教育・研究等評価センター」の「教育評価部門」において、教育活動に関する適切な評価を行う。同部門においては、各学部・研究科と連携しながら、教育の成果に関する評価法の研究開発を行う。

また、同センター・部門は、毎年、教員の教育活動に関する業績、貢献を「教員活動報告書」として提出させ、教育活動の評価の基礎資料とするとともに、教育活動の評価結果に基づいて、質の改善についての提言を行う。

(教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策)

平成16年度から、「全学教育・学生支援機構」の「全学教育企画室」は、各学部・研究科と連携して教育方法の改善、教材・学習指導法の研究開発を行うとともに、教育能力の向上に関する全学教員研修会を年1回開催し、特に新任教員の参加を義務づける。これらの活動の評価については、「教育・研究等評価センター」が行う。

平成16年度から、各学部・研究科に教育効果等の組織的改善のための「FD委員会」を設置する。

(4) 学生への支援に関する目標

(学生への学習支援に関する基本方針)

質の高い教育に力点を置き、授業時間以外での指導、学習支援を制度として実施する。

(学生の生活支援等に関する基本方針)

生活相談・就職支援等の充実を図る。

各学部・研究科が教育理念、目標に即して、具体的にきめ細かな学生支援を行う。

(全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策)

初等中等教育の優秀な教員養成のための学部附属施設を充実し、教育実践に関する実際的な研究教育を行い、教育の発展に寄与する。

ITの飛躍的な発展に沿って、各種コンピュータとネットワーク整備を進めるとともに、これらを一元的に管理し、効率的な運用を図るための学内共同利用施設を充実する。

学生及び教職員の健康の保持増進を図るための保健センター及び体育施設を充実する。

外国人留学生のための日本語教育を行うとともに、短期留学生に対して日本文化や日本事情等の学習の場を提供する留学生センターをさらに充実することを検討し、具体案を策定する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策)

平成16年度から、すべての教員が、学期中、毎週1回のオフィスアワーを設ける。各学部・研究科に設置された「進路指導委員会」が、修学・履修状況を的確に把握し、必要に応じて学生や保証人等に周知を図る。

(生活相談・就職支援等に関する具体的方策)

平成16年度から、「全学教育・学生支援機構」に置かれる「学生支援センター」の「学生生活支援部門」、「就職支援部門」において、学生の生活相談、就職支援を行う。

「学生生活支援部門」に「学生相談室」を置いて、学生相談の窓口を担うとともに、「就職支援部門」に「就職相談室」を置いて、就職相談の窓口を担う。

「学生生活支援部門」は、学生からの苦情等に対する処理システムを策定し、「就職支援部門」は、各学部・研究科に置かれる「進路指導委員会」等と連携して、学内同窓会組織等を通じた卒業生の社会活動状況の把握に努めるとともに、関連企業との連携により、就職情報を収集するなど、学生の就職支援体制を強化する。

「学生相談室」は、「保健センター」と連携し、学生のメンタルヘルスのケアに努める。

スポーツを通じた学生の健康増進を図る。

(経済的支援に関する具体的方策)

同窓会、学生後援会による経済的支援の方策について検討する。

(社会人・留学生等に対する配慮)

社会人の修学の便を図るため、東京ステーションカレッジ、大宮ソニックシティカレッジ、さいたま新都心カレッジなどのサテライト教室の積極的な活用を図る。また、夜間・土曜開講のほか、日曜の開講についても検討する。

社会人・留学生の教育について、一般学生との複線・融合型教育を実施する。
平成16年度に、留学生への支援体制の充実と強化を図るため、「全学教育・学生支援機構」の下に「留学生センター」を置く。
「留学生センター」は、各学部・研究科と連携して、留学生の修学の便を図る。とくに、充実した日本語の補習教育を提供するほか、主として短期留学生を対象にした英語による特別プログラムSTEP Sを実施する。
大学院教育においては、英語による特別プログラムの充実を図る。
子育てをしつつ学ぶ学生に対する支援のあり方について検討を行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(目指すべき研究の水準)

世界水準の研究の推進を目指し、大学として重点領域を定め、研究拠点の育成を図る。

(成果の社会への還元等に関する基本方針)

産学官交流を通じて研究面における社会との連携を積極的に推進し、社会の現実的課題の解決に積極的に貢献する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(目指すべき研究の方向性)

教育組織と研究組織の分離による研究能力のパワーアップ、全学体制による研究拠点の形成などにより、世界水準の研究を目指すことが可能となる条件整備を行う。

(大学として重点的に取り組む領域)

平成16年度に、学内組織により措置した「21世紀総合研究機構」を再編改組し、その下に新たに「研究戦略企画室」と「研究推進部門」を設置して、学内における競争的環境を構築する。

「研究戦略企画室」においては、平成17年度初頭までに、先端物質、環境、バイオ、材料、IT関連の科学と技術を始めとする、重点研究推進テーマの選定、研究プロジェクトの編成等大学としての戦略的な研究企画を立案し、「研究推進部門」を中心として研究を推進するとともに、外部の研究機関との連携も含めて研究企画を行う。

(成果の社会への還元に関する具体的方策)

地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」等の組織的共同研究、教員個々の企業・自治体等との共同研究、埼玉県美術館、博物館、芸術劇場の組織、運営に関する研究等を促進するとともに、埼玉大学産学交流会及び地域共同研究センターを通じて地域貢献につながる共同研究プロジェクトを推進する。

(研究の水準・成果の検証に関する具体的方策)

平成16年度から、新たに設置される「教育・研究等評価センター」の下に、「研究評価部門」を置く。同部門は「研究戦略企画室」で企画され「研究推進部門」で実施した研究プログラムの水準並びに成果を検証・公表し、企画・実施部門にフィードバックする。さらに毎年、各学部・研究科の組織としての評価及び全教員について研究に関する業績と貢献に関する報告(「教員活動報告書」)を求める。同部門は、「教員活動報告書」等に基づいて研究評価を行い、その結果を公表する。

なお、研究の水準・成果の検証に資するために、例えば、競争的資金の獲得、学会誌への掲載、引用頻度、学術賞の受賞、学会組織の役員歴など、各学部の研究目標に即応した客観的な評価基準を策定し、公表する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

(研究者の配置に関する基本方針)

大学として取り組むべき重点課題を適切に選択し、研究者、研究室、研究費等資源の重点的配置・配分を行う。

若手研究者による萌芽研究、基礎研究などを重点的に奨励し、積極的な支援を行うためのシステムを構築する。

(研究環境の整備に関する基本方針)

研究環境の重点的整備を行う。

(研究の質の向上システム等に関する基本方針)

社会との連携にかかわる研究を重点的に推進し、学外との共同研究を積極的に推進する。

大学における知的財産を積極的に顕在化させ、有効活用を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(適切な研究者等の配置に関する具体的方策)

平成16年度に、「研究戦略企画室」は、研究水準を高めるために、学際的な研究プロジェクトを本学教員から募集する。この研究プロジェクトには、国内外からの研究者(任期制)の参加も可能とする。

大学間交流協定を締結している大学との間で、大学院の講義・研究指導及び共同研究の一層の充実を図ることを検討する。これによって単なる研究の交流だけでなく、在外生活の経験を積ませ、教員の意識の国際化も助長する。

教員の研究環境の向上を図るために、RAの配置について検討する。

平成18年度までに、重点研究に主体的に参画する教員に対して、研究以外の業務を軽減させる方策について検討する。

平成16年度に、若手研究者を「研究推進部門」のプロジェクトに参加させ、研究以外の業務を軽減して、自立した研究に集中できる制度を検討し、平成17年度から実施する。

(研究資金の配分システムに関する具体的方策)

平成16年度に、大学の基本戦略に基づき、大学として重点的に取り組む研究への資金援助が可能となる配分システムを構築する。

平成16年度に、「研究戦略企画室」は研究プロジェクト等に経費の重点配分を行うシステムを検討する。

外部資金を獲得しにくい基礎研究で、研究業績を挙げている教員に対する資金援助を検討する。

(研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策)

平成16年度から、競争的資金を獲得した教員のための全学共同利用の実験スペースを確保するとともに、プロジェクト研究のためのスペースを確保する。

平成16年度から、順次、高額図書、必要な電子ジャーナル等の整備に務める。なお、備えるべき学術雑誌、電子ジャーナル、高額図書の整備のあり方について検討し、具体案を策定する。

平成16年に、学内LANのセキュリティ向上と適正な通信速度の確保のために設備の変更を検討する。

(他大学等との連携、プロジェクト研究等)

平成16年度に、競争的環境をつくる体制の構築を目指して設置された「研究戦略企画室」が、他大学等との共同研究や学内の研究科を超えたプロジェクト研究などの戦略的な研究企画を立てるとともに、重点研究推進テーマの設定、プロジェクトの編成方法等を検討する。

理化学研究所、埼玉県環境科学国際センターとの連携を継続するとともに、平成16年度以降、産業技術総合研究所等広く国内外の研究機関との連携を目指す。

(知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策)

平成16年度に、「研究戦略企画室」の下に置かれる「知的財産部」において、知的財産の創出推進計画、活用指針、特許の取得に関するマニュアル等を策定し、学内への普及を図って、その創出、活用に務める。

産業界との共同研究を増加させ、有用性のある研究を実施し、特許の出願を推進する。

(研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策)

平成16年度に、「教育・研究等評価センター」の下に置かれる「研究評価部門」は、研究評価の計画、評価対象、評価基準等を策定するとともに、各学部・研究科と連携して、研究業績を評価するための方法を検討する。また、平成17年度から、同部門は、毎年度、研究プロジェクトごとに成果報告書の提出を求め、更に教員個人の研究業績を記載した「教員活動報告書」の提出を求める。これらに基づき本格的な学内研究評価を実施する。

平成18年度までに、優れた研究実績を有する教員・組織に対する全学的な支援方策を検討する。

(全国共同研究、学内共同研究等の具体的方策)

大学と地域社会との連携強化、民間企業との共同研究の推進を図るため、地域共同研究センターを充実し、埼玉大学産学交流協議会の活動、サテライト教室における技術相談などを推進する。

科学技術の急速な高度化・複雑化に適切に対応し、先端的研究に必要な高性能各種機器の一元化を推進するため、アイソトープ、動物実験の分野の支援体制を統合し、より効果的な学内相互連携体制を推進するため、総合科学分析支援センターの充実を図る。

都市域の地震被害の軽減と耐震性の向上の研究、土壌や地下水汚染の除去に関する研究、危険廃棄物の深層処理についての研究など特色ある研究を地圏科学研究センターを充実させて実施する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

(教育研究における社会との連携・協力に関する基本方針)

積極的に社会と連携することにより、教育研究の成果を社会に還元することを目標にする。とくに、社会人のブラッシュアップ教育・生涯学習のニーズの高まりに応える社会サービスを実施する。

地域との連携によって学生が育つ多様なプログラムを実施する。

産学官の連携を積極的に推進し、研究成果の社会還元

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(地域社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策)

文化科学研究科、教育学研究科、及び経済科学研究科等における社会人を対象とした専門職業人教育の充実に努める。また、各学部・研究科において社会人受け入れ枠の拡大について検討し、具体案を作成する。

現在行っている「一日体験入学」(中学校生徒対象)の高等学校生徒への拡大、地域の中学・高等学校での「出前講義・実験」、学生による子供たちの学習支援である「はつらつスクール」事業など、地域密着型の各種事業の充実とともに、学生の体験活動等の観点から、更なる新規事業を積極的に試みる。

を通じて地域社会の活性化を図る。

教育委員会と連携して、現職教員研修義務化に伴う研修プログラムを開発し、実施する。

平成16年度に、図書館において、図書の地域住民への直接貸出等のサービスを充実するとともに、県内の公共図書館、研究機関との間で、情報交換、研修等を行い、平成19年度までに、これら学外機関との連携システムを構築することを目指す。

平成16年度から、サテライト教室における教育相談や技術相談を充実させるとともに、社会人再教育や資格取得支援教育等さまざまな地域貢献策について検討し、実施に移す。

平成16年度から、人文社会系学部が一体となって、「共生社会研究センター」のあり方を検討するとともに、さいたま芸術劇場との連携等によるさいたま市民の求める共生社会づくり等のプログラムの研究開発を行う。

(産学官連携の推進に関する具体的方策)

埼玉大学産学交流協議会を軸とした産学官交流の推進を図るため、平成17年度までに、企業との窓口となる「リエゾンオフィス」の設置を検討する。

平成16年度に、「知的財産部」においてTLOの設立を準備し、民間企業等への技術移転を進める。

平成15年度から開始している産業界等と連携したバイオサイエンスに関する研究プロジェクト(地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」)を継続、発展させ、研究成果を得る。

産業界等との共同研究体制を整備し、ベンチャー型企業の支援体制を整える。

平成16年度から、研究プロジェクトや重点研究推進テーマとともに、教員個人の研究状況等について、ホームページ等を充実し、積極的な情報発信を行う。

地域の公的機関の委員会・審議会等への委員に、教員を積極的に参画させる。

平成16年度から、公的機関や産業界へのインターンシップ教育をその単位化を含め積極的に推進するとともに、インターンシップの期間についても検討する。

公的機関や産業界から、定期的に講師を招へいし講義してもらうことを推進する。

(地域の公私立大学等との連携・支援の具体的方策)

県内の地域振興、産業振興及び県内大学の機能強化を目的として組織する「埼玉県大学連携研究会」において積極的な提言を行い、県内大学の中核的な役割を果たしていく。

(国際交流・協力等に関する基本方針)

海外協定校を中心とした学生交流・研究連携を推進する。

外国人留学生を積極的に受け入れ、異文化交流を実践する。

大学院において外国人留学生や外国人研究者を積極的に受け入れ、研究上の国際交流を推進する。

(留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策)

平成16年度に、短期留学プログラムを活用し、大学間協定校からの留学生の受け入れを積極的に行うなど留学生の受け入れ体制を整備する。

大学間協定校を中心として、情報関連分野や環境調和型開発科学等の国際共同研究プロジェクトを推進する。

プロジェクト研究を中心として、国際会議、国際シンポジウム等を2年に1回程度実施する。

<p>(2) 附属学校園に関する目標 (教育活動の基本方針) 教育学部との有機的な連携を強化する。</p> <p>(学校運営の改善の方向性) 時代の要請に沿った新しい附属学校園のあり方を検討する。</p>	<p>平成16年度から、外国の研究者によるシンポジウムやセミナーの開催に努める。</p> <p>(教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策) 大学院国際プログラムを充実して外国人留学生を積極的に受け入れ、教育研究上の国際貢献を実践する。 研究成果の国際的な情報発信を積極的に行うと同時に、学際的プロジェクト研究に関連して、国際共同研究の推進や学術ネットワークの構築、国際シンポジウムの企画・開催を行って、研究面での国際貢献をより一層推進する。</p> <p>(2) 附属学校園に関する目標を達成するための措置 (大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策) 附属学校園の教員と教育学部の教員が相互にそれぞれの授業を担当するとともに、共同研究を組織するなど、教育学部との連携を深め、これからの教育のあり方について情報発信を行う。 特別支援学校を中心とし、教育学部との連携において、特別支援教育センターとして地域教育界の要望に対応できる体制を整備する。</p> <p>(学校運営の改善に関する具体的方策) 校長・副校長、園長・副園長のリーダーシップ機能がより強化される体制を整備する。 子どもたちの安全を確保するために、安全体制を見直し、セキュリティ対策を向上させる。</p> <p>(附属学校園の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策) 附属学校園のもつ三つの性格(教育の研究と実践・実証、学生の教育実習並びに研究の指導、地方教育への協力と指導)を実現し、特色ある学校園づくりを進めるために、入学検査の制度などについて検討する。</p> <p>(公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策) 教育学部と附属学校園との連携において、教職員年次研修や日常の研修、管理職研修などを、埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会と附属学校園の実態に即した方法で実施する。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 (効果的な組織運営に関する基本方針) 学長のリーダーシップの下、効率的な大学運営を行う。 学部長等を中心とした効率的な学部等の運営を行う。 必要に応じて事務職員の専門化を図り、教員と事務職員が一体となった大学運営体制を構築する。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 (全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策) 平成16年度に、学長補佐体制を見直し、学長スタッフの機能強化を図る。</p> <p>(運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策) 平成16年度に、「部局長会議」を設置し、各部局間との意思疎通を図り、スムー</p>

スな大学運営を行う。

学長のリーダーシップの下、効率的な大学運営を行うため、平成16年度に、「21世紀総合研究機構」、「全学教育・学生支援機構」、「教育・研究等評価センター」を設置する。

平成16年度に、学内の各種委員会の役割を見直し、その数を削減し、効率的な意思決定システムを構築する。

(学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策)

平成16年度に、各学部における学部長補佐体制を整備し、学部運営の効率化を図る。

平成16年度に、教授会の審議事項を見直し、代議員会を設置する等の効率的な運営を図る。

平成16年度に、学部内の各種委員会の役割を見直し、その数を削減し、効率的な意思決定システムを構築する。

(教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策)

平成16年度に、研究体制、留学生の受け入れ、国際交流や教務運営、学生支援等に関する業務について組織の見直しを行い、「21世紀総合研究機構」及び「全学教育・学生支援機構」を柱とする教員と職員との一体的な運営組織に改組する。

(全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策)

平成16年度に、学内資源配分のあり方を検討し、大学としての目標等に即した戦略的・重点的配分が可能となるようなシステムを構築する。

(学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策)

平成16年度から、必要に応じて、訟務事務、監査事務、労働保険事務等にかかる専門スタッフの配置を検討する。

(内部監査機能の充実に関する具体的方策)

「教育・研究等評価センター」の下に、「業務運営評価部門」を設置し、企画、業務運営の分析機能の強化を図るとともに、その評価意見を学内外に公表し、問題点の改善を図る。

(戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針)

大学の基本方針の下、学内資源の配分方法を弾力化し重点課題に集中的な資源投下を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

(教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針)

時代や社会の要請に応じて、教育研究組織を不断に見直す。

研究能力のパワーアップを図るために、教育組織と研究組織の分離を進め、柔軟な構造に設計する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策)

各年度の段階において、「教育・研究等評価センター」の評価結果を踏まえて、各学部・研究科の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画を検討し、具体案を策定する。

各年度において、学内の各種教育研究施設の点検を行い、再編・重点整備計画等を検討し、具体案を策定する。

3 人事の適正化に関する目標

(戦略的・効果的な人的資源の活用に関する基本方針)

公正かつ適切な評価システムを導入し、業績や貢献度が正当に反映される人事システムを構築する。

(非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針)

人事選考に当たっては、優れた人材、適切な人材の確保に努めるとともに、大学の基本方針に基づいて、研修制度を整備し、人材養成に努める。

年齢構成、男女比率等に適切な配慮を行う。

(教育研究組織の見直しの方向性)

理工系研究科における先端的研究を促進するために、学問分野に重点を置いて教育・研究に当たる組織と、それ以外に、既存の学問分野に捉われずに教育・研究に当たる組織とを設けることを検討する。

社会のニーズ等に応じて、大学院の収容定員の拡大を図るとともに、学部の収容定員の見直しについて具体案を策定する。

教養学部、教育学部、及び経済学部が連携し、「共生社会研究センター」のあり方について検討し、具体案を策定する。

理学部と工学部の連携を促進し、「先端物質科学研究センター」のあり方について検討し、具体案を策定する。

人文社会系分野・理工系分野の研究科において、専門職大学院の設置の可能性について検討を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策)

平成16年度から、教員活動報告書の提出等、教員個人の教育研究活動等を評価する手法や教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるような給与制度等について検討する。

(柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策)

教員採用に当たっては、平成16年度に、教育研究目標、年齢構成等を考慮した全学的な基本方針を策定するとともに、これに基づいて学部・研究科ごとの基本方針を策定する。

(任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策)

教員採用方法は、一般公募制を原則とする。

各学部・研究科において、人材の多様性を確保するため必要な場合には、任期付き任用制を導入する。特にプロジェクト研究に従事する研究者については、当該制度を活用し学外からの確保に努める。

平成16年度以降、教員の採用に当たっては、教育上の経験など、教育能力を勘案して選考を行う。

(外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策)

女性教員の比率を、中期目標期間中に増加させる。

外国人教員数の増加を図るとともに、短期招へいの制度化を図る。

(事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策)

大学運営に必要な労務、安全衛生管理、訟務、及び財務会計や国際交流、産学官連携の事務等に従事する者に、専門職能集団機能の充実のための実務研修を行い、資質の向上を図る。また、民間等からこれらの職務に精通した者の採用に努める。

- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標
(事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する基本方針)
事務等の効率化を図るため、組織再編と事務一元化を推進する。
事務の電子化を推進する。
教員と職員による一体的運営を推進するとともに、職員の専門性を高める。
可能な限り業務の外部委託による合理化を図る。

職員について他大学等との人事交流を実施する。

(中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策)
教職員の任用にあたって、年齢構成のバランスを失しないよう留意する。

- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
(事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策)
平成16年度に、事務組織全体を見直し、目標に即して、学長・理事の支援スタッフ、企画立案業務、学生進路対応業務、外部資金獲得業務等の充実など戦略的な組織編成を構築する。
平成16年度に、給与事務、外部資金の受入れ事務、学部事務等、事務局・学部事務の所管業務を横断的に見直して重複業務の整理を行い、総務事務の事務局への一元化、教務事務等の「全学教育・学生支援機構」への一元化等の検討を含め、事務組織の再編・統合を行う。
また、業務の効率化を図るため、事務局各課・学部事務ごとに「事務処理マニュアル」を策定し、配布する。
平成16年度に、全学的なシラバス等の電子化のための「教学電子化推進プロジェクト」を設置し、検討・試行を進め、中期目標期間中に科目登録等の迅速化を進めるとともに、履修登録・成績管理等のペーパーレス化を図る。
平成17年度に、点検・評価に関する学内ファイリングシステム等を構築するための「点検・評価電子化推進プロジェクト」を設置し、できる限り早期に適切なシステムを構築する。
平成16年度から、学内広報、文書回覧、会議資料、学生への連絡、施設利用状況等の全学各種業務に関する電子化のための「事務電子化推進プロジェクト」を設置して、電子化実施可能業務の検討・選定を進め、平成17年度からペーパーレス化の試行・実施を推進する。
平成16年度から、積極的な権限委譲を行い責任を明確にすることにより、事務処理の効率化・迅速化を図る。
訟務、外部資金受入れ業務、会計監査等に関する業務に従事する高度専門的職員については、必要に応じて、平成16年度から任期付きによる選考採用の方法も取り入れる。
- (複数大学による共同業務処理に関する具体的方策)
事務処理の効率化、合理化等の観点から、近隣に位置する国立大学法人等との連携・協力を図る。
- (業務のアウトソーシング等に関する具体的方策)
すべての業務について外部委託が可能であるか検討し、実施可能な業務について外部委託を図る。

<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 外部研究資金等の増加に積極的に取り組む。 収入事業のあり方について積極的に検討する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標 管理的経費の抑制を図る。 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 資産の有効活用と管理運用の効率化を図る。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置 (科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金の増加に関する具体的方策) 科学研究費補助金等の申請件数を増加させる。 「研究戦略企画室」において、科学研究費補助金等の競争的外部資金、及び受託研究、奨学寄附金などの外部研究資金を増加させるため、重点プロジェクト研究等を推進するなどの具体的な方策を検討し、実施する。</p> <p>(収入を伴う事業の実施に関する具体的方策) 平成16年度から、施設使用料の増額を検討する。 施設の維持改善等を図るため、自動車・バイクの駐車場使用料を徴収することを検討する。 追試験等の実施・各種証明書の発行に必要な手数料を徴収することを検討する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (管理的経費の抑制に関する具体的方策) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。 実施可能でかつ、費用面での効果が図れる業務について、外部委託を進め、人件費等の削減を図る。 事務等の効率化・合理化等により、一般管理経費(人件費を除く。)の占める比率の縮減に努める。 光熱水料、物品調達、設備の共同利用、廃棄物の減量化等の省エネ・省コスト対策を検討し、「全学省エネ・コスト計画」を策定し、実施に移す。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策) 資産の運用については、平成16年度から、関係法令の範囲内で、かつ安全性を考慮しつつ、効果的運用を図るための「資金運用計画」を経営協議会の審議を経て役員会で策定し、この計画に基づき適切に実施する。 施設使用料については、財産貸付料、寄宿料、駐車場・駐輪場使用料等のあり方について検討・整理するとともに、適正な金額を決定・徴収し、当該施設・設備の維持改善等を図る。</p>
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 研究・教育・業務運営に関する恒常的な評価組織を設置する。 統一的な点検・評価項目を定め、定期的に評価を実施</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (自己点検・評価の改善に関する具体的方策) 平成17年度に、点検・評価のための学内ファイリングシステム等を構築するための「点検・評価電子化推進プロジェクト」を設置し、できるだけ早期に当該システムを構築する。</p>

<p>するとともに、その結果を公表する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標 学内における情報の一元的管理を行う。 大学の広報機能を強化する。</p>	<p>(評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策) 平成16年度に設置する「教育・研究等評価センター」において「業務運営評価部門」が、点検・評価、及びそのための情報分析を担当し、平成17年度までに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。 平成17年度末までに、教員の大学運営への貢献、教育研究の業績、社会貢献等に対する評価システムを構築するとともに、その結果を踏まえて、平成18年度から、優れた教員に対する支援方策を検討し、平成19年度には支援体制を整備し、具体的支援を実施する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 (大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策) 平成16年度に、セクシャルハラスメントの防止を含め、教職員が守るべきガイドラインを定め、学内外に周知・公表する。 平成16年度に、産学連携の相手方との関係において教員が守るべきガイドラインを定め、学内外に周知・公表する。 大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を適切に加工して提供するなど、大学と社会の間のインターフェイス機能を持った組織を平成16年度に設置する。 平成16年度に、学外者や学生も参加する「広報プロジェクト」を発足させ、既存のホームページ・広報誌等の点検・見直しを行うとともに、平成17年度までに、新たに電子化を軸とした「大学広報プラン」を策定し、実施する。 平成16年度に、図書館利用者の利便性の向上のためのホームページを充実させる。</p>
<p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 (良好なキャンパス環境を形成するための基本方針) 施設設備の整備計画を策定し、効果的整備を促進するとともに、施設設備の有効利用を推進する。</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 (施設等の整備に関する具体的方策) 全学の施設・設備の利用実態の点検・評価を平成16年度に実施し、これに基づき、平成17年度に現行の整備計画の見直しを図る。有効利用の推進及びプリメンテナンス等をも考慮した長期計画を策定し、長期的視点から見た施設・設備の効果的整備を図る。 独創的・先端的研究を目指す拠点として、流動的・弾力的利用のできる大学院総合研究施設等の整備計画を立て、人文社会系大学院の狭隘化の解消や理工系大学院の共用研究スペースを確保することにより、実験研究スペースの拡充を図るとともに、研究拠点の整備を図る。 施設の老朽・狭隘化に緊急に対応するため、大規模改修や新增築等の年次計画を立て、教育研究環境の改善を図る。 事業の実施に当たっては、PFI事業等新たな整備手法の導入に積極的に取り組む。 キャンパス全体がコミュニケーションの場として機能し、魅力ある豊かな環境を形成するため、維持改善等を図る。</p>

多様な利用者が安全かつ快適に利用できるように、バリアフリー化の推進を図るとともに、ISO14001(国際標準化機構(ISO)が定める「環境マネジメントシステム規格」)の認証の取得を視野に入れ、環境改善のための具体的な計画を策定する。

(施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策)

有効利用の更なる促進のため、学部を超えた全学的視点からの共通講義室等の整備や情報化の進展に備えるための「マルチメディア室」を設置し、高機能化を図る。

平成17年度にはその有効活用のための実施計画、施設の維持管理計画などの施設マネジメントを策定する。

学生支援、国際交流、地域貢献等に必要な施設・設備は、学生(留学生を含む)や地域のニーズを的確に把握し、これに応じて検討を進め、既存施設の有効活用の視点から改修等に努める。

2 安全管理に関する目標

労働安全衛生法に基づいた安全管理体制を構築し、事故防止等を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策)

平成16年度に、「安全衛生委員会」を設置する。

「安全衛生委員会」は、学内各種業務の安全点検をすべて行うなど、関係法令に定められた業務を適切に行い、R I及び毒劇物等の取扱いについての安全性の確保や一元的管理による厳格な安全管理を実施する。また、安全教育等を網羅した、「安全対策マニュアル」を策定し、学内に公開する。

(学生等の安全確保等に関する具体的方策)

平成16年度から、既の実施している構内交通規則のより一層の徹底を図る。

盗難・事故等の防止のため、平成16年度から、電磁自動ロックシステム、入退室システム等の導入などセキュリティ対策を検討し、平成17年度から順次実施する。

平成16年度に、人権やセクシャルハラスメント等に関する教育プログラムを作成し、毎年、教職員に受講させる。

. 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

別紙参照

. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1.7 億円

2 想定される理由

運営交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	39,555
施設整備費補助金	222
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	3,505
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	30,126
授業料及入学金検定料収入	29,625
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	501
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2,492
長期借入金収入	0
計	75,900
支出	
業務費	69,681
教育研究経費	57,253
診療経費	0
一般管理費	12,428
施設整備費	222
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	2,492
長期借入金償還金	3,505
計	75,900

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額51,919百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人埼玉大学教職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

別紙のとおり

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において、決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の実績額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、17年度以降は16年度予算額を踏まえて試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策計数」「教育研究組織計数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

$L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

〔特定運営費交付金対象事業費〕

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

「附属病院収入」：附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\text{運営交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{ D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x) \} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D (y) : 学部・大学院教育研究経費 ()、 () 附属学校教育研究経費 ()、 () を対象。
E (y) : 教育研究診療経費 ()、 附置研究所経費 () 附属施設等経費 () を対象。
F (y) : 教育等施設基盤経費 () を対象。
G (y) : 特別教育研究経費 () を対象。
H (y) : 入学料収入 ()、 授業料収入 ()、 その他収入 () を対象。

2 . 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B (y) = I (y) - J (y)$$

$$(1) I (y) = I (y)$$

$$(2) J (y) = J (y - 1) + K (y)$$

$$[K (y) = J ' (y) \times (\text{係数}) - J ' (y)]$$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y) : 一般診療経費 ()、 債務償還経費 ()、 附属病院特殊要因経費 () を対象。

J (y) : 附属病院収入 () を対象。(J ' (y) は、平成 1 6 年度附属病院収入予算額。

K (y) は、「経営改善額」。

3 . 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C (y) = L (y) + M (y)$$

$$(1) L (y) = L (y - 1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M (y) = M (y)$$

L (y) : 一般管理費 () を対象。

M (y) : 特殊要因経費 () を対象。

【諸係数】

(アルファ) : 効率化係数。 1 % とする。

(ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

(ラムダ) : 経営改善係数。2 % とする。平成 1 7 年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	71,767
業務費	68,032
教育研究経費	10,263
診療経費	0
受託研究費等	881
役員人件費	650
教員人件費	41,779
職員人件費	14,459
一般管理費	3,025
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	710
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	71,767
運営費交付金	38,877
授業料収益	24,144
入学金収益	3,863
検定料収益	1,207
附属病院収益	0
受託研究等収益	881
寄付金収益	1,584
財務収益	0
雑益	501
資産見返運営費交付金戻入	590
資産見返寄付金戻入	15
資産見返物品受贈額戻入	105
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	76,551
業務活動による支出	71,057
投資活動による支出	1,338
財務活動による支出	3,505
次期中期目標期間への繰越金	651
資金収入	76,551
業務活動による収入	72,173
運営費交付金による収入	39,555
授業料及入学金検定料による収入	29,625
附属病院収入	0
受託研究等収入	881
寄付金収入	1,611
その他の収入	501
投資活動による収入	3,727
施設費による収入	3,727
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	651

〔注〕前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額651百万円を含む。

その他

1. 施設・整備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総額 2 2 2	施設整備費補助金（ 2 2 2 ）
		船舶建造費補助金（ 0 ）
		長期借入金（ 0 ）
		国立大学財務・経営センター施設費 交付金（ 0 ）

（注1）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について17年度以降は16年度同額としている。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成課程等において決定される。

2. 人事に関する計画

1. 教職員の配置に関する基本方針

- (1) 大学の基本理念に則し、時代の要請に柔軟に対応したカリキュラム編成を行うとともに、それに
応じた教員の配置状況等の点検をし、平成17年度までに適切な教員配置計画を立てる。
- (2) 平成16年度から、必要に応じて訴訟事務、監査事務、労働保険事務等に係る専門スタッフの配
置、並びに教育面における情報機器の積極的な活用を図るため、情報支援スタッフの配置を検討す
る。
- (3) 事務局・学部事務の所管業務を見直して重複業務を整理し、事務組織の再編・統合を行い、職員
の再配置を実施する。また、すべての業務について外部委託が可能であるか検討し、実施可能な業
務について外部委託を行い、業務の合理化を図る。

2. 任期制の活用

- (1) 教員の多様性を高めるため、必要に応じて任期制を活用し、民間人及び外国人等の登用を図る。
- (2) 高度な専門的知識経験が必要とされる訴訟業務及び会計監査等に関する業務に従事する職員を採
用する場合には、必要に応じて選考採用の方法及び任期制を活用する。

3. 人材育成

大学運営に必要となる労務、安全衛生管理、訴訟、財務会計、国際交流及び産学官連携の事務等
に従事する職員に専門職能集団機能の充実のための実務研修を行い、資質の向上を図る。

4. 人事交流

職員について、他の国立大学法人等との人事交流を実施し、業務の活性化を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 51,919百万円(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を越える債務負担

中期目標期間を越える債務負担

(PFI事業)

なし

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目 標 期間小計	次期以 降 事業費	総事業費
施設費整 備補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営費 交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(長期借入金)

なし

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目 標 期間小計	次期以 降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(リース資産)

なし

中期目標 別表 (学部、研究科)

学部	教養学部
	教育学部
	経済学部
	理学部
	工学部
研究科	文化科学研究科
	教育学研究科
	経済科学研究科
	理工学研究科

中期計画 別表（収容定員）

平成 16 年度	学部・研究科	収容定員
	教養学部	700 人
	教育学部	1,930 人 (うち教員養成に係る分野 1,640人)
	経済学部	1,340 人
	理学部	840 人
	工学部	1,770 人
	文化科学研究科	72 人 (うち修士課程 64人) (うち博士後期課程 8人)
	教育学研究科	120 人 (うち修士課程 120人)
	経済科学研究科	78 人 (うち博士前期課程 60人) (うち博士後期課程 18人)
	理工学研究科	647 人 (うち博士前期課程506人) (うち博士後期課程141人)
平成 17 年度	学部・研究科	収容定員
	教養学部	700 人
	教育学部	1,930 人 (うち教員養成に係る分野 1,640人)
	経済学部	1,340 人
	理学部	840 人
	工学部	1,760 人
	文化科学研究科	76 人 (うち修士課程 64人) (うち博士後期課程 12人)
	教育学研究科	120 人 (うち修士課程 120人)
	経済科学研究科	81 人 (うち博士前期課程 60人) (うち博士後期課程 21人)
	理工学研究科	647 人 (うち博士前期課程506人) (うち博士後期課程141人)
平成 18 年度	学部・研究科	収容定員
	教養学部	700 人
	教育学部	1,930 人 (うち教員養成に係る分野 1,710人)
	経済学部	1,340 人
	理学部	840 人
	工学部	1,760 人
	文化科学研究科	76 人 (うち修士課程 64人) (うち博士後期課程 12人)
	教育学研究科	120 人 (うち修士課程 120人)
	経済科学研究科	84 人 (うち博士前期課程 60人) (うち博士後期課程 24人)
	理工学研究科	684 人 (うち博士前期課程534人) (うち博士後期課程150人)

平成 19 年度	学部・研究科	収容定員
	教養学部	700 人
	教育学部	1,930 人 (うち教員養成に係る分野 1,780人)
	経済学部	1,340 人
	理学部	840 人
	工学部	1,760 人
	文化科学研究科	76 人 (うち修士課程 64人) (うち博士後期課程 12人)
	教育学研究科	122 人 (うち修士課程 122人)
	経済科学研究科	87 人 (うち博士前期課程 60人) (うち博士後期課程 27人)
	理工学研究科	721 人 (うち博士前期課程562人) (うち博士後期課程159人)
平成 20 年度	学部・研究科	収容定員
	教養学部	700 人
	教育学部	1,930 人 (うち教員養成に係る分野 1,855人)
	経済学部	1,340 人
	理学部	840 人
	工学部	1,760 人
	文化科学研究科	76 人 (うち修士課程 64人) (うち博士後期課程 12人)
	教育学研究科	124 人 (うち修士課程 124人)
	経済科学研究科	87 人 (うち博士前期課程 60人) (うち博士後期課程 27人)
	理工学研究科	730 人 (うち博士前期課程562人) (うち博士後期課程168人)
平成 21 年度	学部・研究科	収容定員
	教養学部	700 人
	教育学部	1,930 人 (うち教員養成に係る分野 1,930人)
	経済学部	1,340 人
	理学部	840 人
	工学部	1,760 人
	文化科学研究科	76 人 (うち修士課程 64人) (うち博士後期課程 12人)
	教育学研究科	124 人 (うち修士課程 124人)
	経済科学研究科	87 人 (うち博士前期課程 60人) (うち博士後期課程 27人)
	理工学研究科	730 人 (うち博士前期課程562人) (うち博士後期課程168人)